

 お取引ガイド Sawakami Asset Management Inc.

口座開設

口座開設の流れ

ファンドをお取引いただくにあたり、「総合取引口座」の開設が必要です。
口座開設までの目安は、ウェブによる受付は入力後約1週間、書類による受付は、申込書の投函後約2週間です。



【口座開設までの目安】

1

フォーム入力

当社HPの口座開設入力フォームに必要項目を入力の上、本人確認書類データをアップロードしてください。

※アップロードいただいた本人確認書類データが不足している場合や不鮮明等の理由により確認できない場合は、メールにてご連絡いたします。

※定期定額購入サービス(P4)のお申込みは、5 控え郵送時に同封する申込書にてお手続きください。

※未成年、法人等、お客さまの属性によって利用できないケースがあります。詳細はフォームをご覧ください。

ウェブによる受付



1

資料請求

口座開設書類を当社HPまたはお電話にてご請求ください。
約1週間でご自宅に郵送いたします。

書類による受付

2

申込書記入

記入例をご参照の上、申込書に筆でご記入ください。

※名前、住所、生年月日が本人確認書類と同じであることをご確認ください。

※定期定額購入サービス(P4)を同時にお申込みいただく場合は、専用の申込書にご記入ください。

3

投函

「総合取引口座申込書」と「本人確認書類」を、返信用封筒にて当社までご郵送ください。

※ご提出いただく書類が不足している場合や記入漏れ等がある場合には、書類一式をご返却いたします。

【口座開設までの目安】

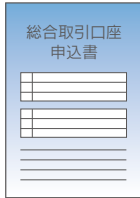
約1週間

【口座開設に必要なもの】

1 総合取引口座申込書

(書類による受付のみ)

※法人の場合は印鑑が必要となります。



2 本人確認書類

別紙「本人確認書類等のご提出について」をご覧ください。必要な書類をご用意ください。



もしくは



+

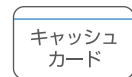


等

3 金融機関口座が分かるもの

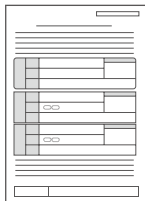
ご解約金のお振込先となります。

※ご本人さま名義に限ります。



未成年者の場合

4 未成年者の取引に関する同意書



5 親権者の本人確認書類

(親権が確認できるもの)

※未成年の間は親権者の方から、成年となられた後はご本人様からお取引を承ります。



※いずれか

6 親権者の印鑑

(シャチハタ不可)



お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789

(平日 8:45 ~ 17:30)

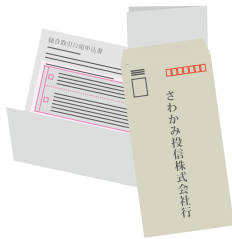
☎ 03-5226-7981

約 1 週間

4

口座開設受付

当社へ書類到着後、お申込み内容の確認および口座開設の受付を行います。



5

控え郵送

お客さまのお申込み内容を記載した「お客さま控え」を書留郵便（転送不要）でお客さまのご登録住所へ送付いたします。

6

口座開設完了

「お客さま控え」の登録内容に誤りがないかご確認ください。
また、お客さまの当社口座番号やスポット購入時の購入代金振込先も記載されておりますので、大切に保管してください。

約 2 週間

必ずご提出いただく書類

- 総合取引口座申込書
- 本人確認書類

+

必要に応じてご提出いただく書類

- 定期定額購入サービス利用申込書
- 未成年者の取引に関する同意書
- 親権者の本人確認書類

総合取引口座のご開設にあたってのご留意事項

- 総合取引口座の開設をお申込みされる際には、冊子「口座開設およびお取引にかかる重要事項」をよくお読みいただき、ご理解・ご納得の上、お申込みください。
- 総合取引口座のお申込みは、ご本人さまに限ります。
- 次の(イ)から(ニ)に該当する場合は、総合取引口座のお申込みをお断りしております。
 - (イ) お客さまが反社会的勢力であると判断される場合
 - (ロ) ファンドの商品性に照らし、お客さまの投資目的等が不相当と判断される場合
 - (ハ) 当社が交付する書類について、当該内容をご理解いただけない場合
 - (ニ) お客さまが非居住者の場合
- お客さまの届出事項(名前、住所、振込先指定預金口座、連絡先、個人番号など)に変更があった場合には、当社所定の手続きで、すみやかに届出ください。

口座開設

お取引

インターネットサービス

税制

ご案内

お取引

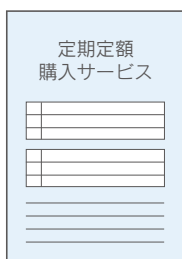
定期定額購入サービス

ファンドの購入方法は「定期定額購入」と「スポット購入」の2通りあります。
定期定額購入サービスは、ご指定の金融機関口座から毎月一定金額を引落して買い付ける購入方法です。

1

用紙請求

定期定額購入サービス利用申込書を当社 HP
またはお電話にてご請求ください。
ご自宅に郵送いたします。

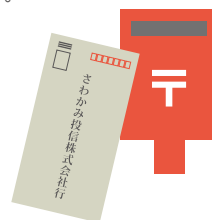


2

申込書記入、投函

申込書に自筆でご記入・ご捺印の上、返信用封筒
にて当社までご郵送ください。
総合取引口座の開設と同時に申し込みに
いただく場合には、同封してください。

※本サービスのご利用にあたっては、最新の交付目録見書
(投資信託説明書)および定期定額購入サービス取扱規程
の内容をよくお読みいただき、十分にご理解の上、お申
込みください。



購入方法は2通り

ファンドの購入方法は「定期定額購入」と
「スポット購入」の2通りあります。
併用することも、どちらか一つを選んで
ご購入することも可能です。

ご購入方法 .1



定期定額購入

ご指定された金融機関口座から、毎月一
定金額を引落してファンドを買い付け
る購入方法です。(1万円以上1円単位)

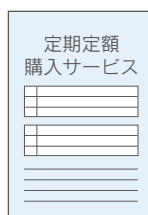
ご購入方法 .2



スポット購入

お客さまがお好きな時に都度ファンド
を買い付ける購入方法です。
(1万円以上1円単位)

【定期定額購入サービスの申込みに必要なもの】



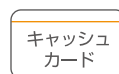
① 定期定額購入サービス 利用申込書

お手元がない場合はあらかじめ
当社までご請求ください。

② 引落とし金融機関口座の お届出印

お客さまが指定された金融機
関口座のお届出印をご用意く
ださい。

※ご指定される金融機関によっ
ては、サイン登録や印鑑を登録し
ない場合もあります。その際は、
引落としされる金融機関のご登録
印は必要ありません。



③ 引落とし金融機関口座の情報 が分かるもの

お客さまご指定の金額を自動引落しする口座となります。
※ご本人さま名義に限ります。

お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789
(平日 8:45 ~ 17:30)

📠 03-5226-7981

3

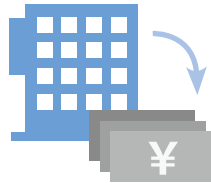
申込受付・控え郵送

当社へ申込書が到着後、お申込み内容の確認および受付を行います。
当社で手続きが完了した後、「お客さま控え」を登録住所へ郵送いたします。

4

引落とし開始

お客さまご指定の金融機関での事務手続き完了後引落とし開始となります。
当社での手続きが完了後から引落とし開始まで、約1~2カ月かかります。



毎月の定期定額購入スケジュール

自動引落としと、ファンドの購入スケジュールは以下のとおりです。

第1営業日目

ご指定の引落とし金融機関口座から指定金額を自動引落とし。

第7営業日目

毎月第7営業日目の基準価額にて購入します。(約定)

第8営業日目以降

取引内容、受渡金額などを記載した「取引報告書」を交付いたします。お取引内容をご確認ください。

定期定額購入サービスのご留意事項

- 定期定額購入サービスのご契約内容の変更はさわかみネットサービス、電話、もしくは当社所定の用紙にてお手続きください。
- 引落とし金額の変更、増額月の変更、利用中止の手続きは、振替日に対応する受付締切日がございます。受付締切日をご確認の上、お手続きください。また、受付時間は以下の通りです。(休日はすべて翌営業日扱い)
<電話> 8:45 ~ 15:00 までは当日扱い、15:00 ~ 17:30 までは翌営業日扱い
<さわかみネットサービス> 0:00 ~ 15:00 までは当日扱い、15:00 ~ 24:00 までは翌営業日扱い。
- 同日(受付時間内)に電話とさわかみネットサービスの両方で注文をされた場合、原則として電話での注文を受付け、さわかみネットサービスの注文は取消となります。
- NISA 口座で定期定額購入サービスをご利用になる場合、NISA 口座の開設が必要です。
- NISA 口座での購入で120万円を超過した場合、その超過分につきましては、特定口座または一般口座での購入となります。

お取引

スポット購入

お客さまがお好きな時に、お好きな金額(1万円以上1円単位)で都度ファンドを買い付ける購入方法です。

お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789

(平日 8:45 ~ 17:30)

📠 03-5226-7981

1

最新の 交付目論見書の確認

最新の交付目論見書(投資信託説明書)をよくお読みいただき、十分にご理解の上、お申込みください。



2

ファンド購入の お申込み

入金日の15:00までに、電話、またはさわかみネットサービスでお申込みください。

<確認事項>

- ① 当社口座番号
- ② 氏名
- ③ 取引口座種別
- ④ 購入金額
- ⑤ 日中のご連絡先

3

購入代金の お振込み

購入代金を当社指定の口座へ注文日当日にお振込みください。購入代金振込先は、総合取引口座の開設時に送付する「お客さま控え」でご案内しております。

! お振込みの際のルール

- 購入されるご本人さまの名義でお振込みください。(他人名義のお振込みは受付できません。)
- 振込手数料は、お客さまのご負担となります。

4

約 定

当社がお申込み・入金を確認できた日の翌営業日の基準価額での購入となります。

※お申込みと入金どちらか一方の場合は購入できません。

5

「取引報告書」 の交付

約定日の翌営業日以降に取引内容などを記載した「取引報告書」を交付いたします。

【受付時間】

	電 話	さわかみ ネット サービス
当日 受付扱い	8:45 } 15:00	0:00 } 15:00
翌営業日 受付扱い	15:00 } 17:30	15:00 } 24:00

スポット購入時のご留意事項

- お振込みの控えは、入金の確認書類となりますので「取引報告書」が交付されるまで大切に保管ください。
- お振込みいただいた代金は、全額がファンドの購入に充てられます。資金を預かることや分割購入はできません。
- 次の(イ)から(ニ)に該当する場合には、購入ができません。
(イ) 電話、またはさわかみネットサービスでのお申込みがない場合
(ロ) お申込時の金額と振込金額が相違している場合 (ハ) 振込名義と当社口座名義が相違している場合
(ニ) 当社指定の口座(お客さま専用の入金口座)以外に代金のお振込みがあった場合
- 購入申込みの取消・訂正は、入金日の15:00までにご連絡ください。代金をお振込みされている場合には、ご本人さま確認のうえ「振込先指定預金口座」に返金いたします。
- 購入代金は、購入申込みの受付当日にお振込みください。(上記、受付時間参照)
- NISA口座での購入で120万円を超過した場合、その超過分につきましては、特定口座または一般口座での購入となります。
- 80歳以上のお客さまにつきましては、購入申込みを翌営業日とさせていただきます。

お取引

解約（換金）

お客さまが保有されているファンドを現金化する方法です。
(1円以上1円単位)

お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789

(平日 8:45 ~ 17:30)

1

お手元に以下の ものをご用意

ご登録の振込先指定預金口座が分かるものをご用意ください。(金融機関名、支店名、口座種別、口座番号をおうかがいします。)

さわかみネットサービスではパスワード等を入力していただきます。



2

ご解約のお申込み

当社へ電話、またはさわかみネットサービスにて解約をお申込みください。



3

約 定

受付日の翌営業日の基準価額でご解約いたします。

4

「取引報告書」 の交付

約定日の翌営業日以降に取引内容などを記載した「取引報告書」を交付いたします。

5

お振込み

受付日から起算して第5営業日目に、解約代金をお客さまご指定の「振込先指定預金口座」にお振込みいたします。

【受付時間】

	電 話	さわかみ ネット サービス
当日 受付扱い	8:45 } 15:00	0:00 } 15:00
翌営業日 受付扱い	15:00 } 17:30	15:00 } 24:00

解約（換金）時のご留意事項

- ご登録情報（名前、住所、連絡先、振込先指定預金口座）に変更があるにも関わらず届け出ていない場合は、解約を受付できないことや、手続きに時間がかかることがあります。
- 指定された口座種別の残高が指定金額に満たない場合、全解約となります。またその場合であっても、別の口座種別の残高を自動的に解約することはありません。
- 源泉徴収ありの特定口座でのお取引の場合、指定金額を解約した後に、当該金額に対して税額計算を行うため、ご指定いただいた金額と異なる金額が送金されることがあります。
- 同日(受付時間内)に電話とさわかみネットサービスの両方で注文をされた場合、原則として電話での注文を受付し、さわかみネットサービスの注文は取消となります。

インターネットサービス

さわかみネットサービス

インターネット経由で24時間、注文・各種照会などが行えるサービスです。
<https://www.sawakami.co.jp/>

さわかみネットサービスメリット

いつでもご注文・ご照会ができます

お好きな時間にご注文いただけます。お取引状況等も、いつでもご覧いただけます。

電子交付・メール配信サービスがご利用できます

報告書を、インターネットでご覧いただけます。また、注文受付、入金確認状況等を、ご登録のEメールアドレスに配信することができます。

お取引のご案内

注 文	24時間ご利用可能 (平日15:00以降と土日祝は、翌営業日扱いの受付となります。)
購 入	ファンドの購入注文ができます。
解約(換金)	保有しているファンドの解約注文ができます。
注文照会	ご注文内容が確認できます。
注文の取消	さわかみネットサービスより入力した当日の注文をメニュー画面から取り消すことができます。(注文日の15:00まで受付)

定期定額購入サービス	24時間ご利用可能 (平日15:00以降と土日祝は、翌営業日扱いの受付となります。)
金額変更	毎月の購入金額および増額月、増額金額を変更することができます。
利用中止申込	利用中止申込をすることができます。
契約・申込内容照会	現在の契約内容と、さわかみネットサービスより入力した受付当日の申込内容が確認できます。
変更・中止申込の取消	さわかみネットサービスより入力した受付当日の申込内容を、メニュー画面から取り消すことができます。(注文日の15:00まで受付)

各種照会	24時間ご利用可能
取引履歴	ファンドの取引履歴が確認できます。(過去1年6ヶ月分)
残高照会	保有しているファンドの残高が確認できます。
譲渡損益状況等	特定口座における譲渡損益の通算額が確認できます。

メール配信サービス	24時間ご利用可能
注文受付のお知らせ	さわかみネットサービスより購入・解約注文を受付した場合、お知らせします。
入金確認等のお知らせ	さわかみネットサービスより購入注文を受付し、購入代金の入金の確認の有無をお知らせします。
その他	さわかみネットサービスより購入・解約注文以外の変更入力が行われた場合、お知らせします。

■ システムメンテナンスについて

毎月第3日曜日24:00～翌月曜日6:00はシステムメンテナンスのためご利用いただけません。また、上記以外にもシステム調整のため一部ご利用できない場合がございます。システムメンテナンス時期については当社ホームページでお知らせいたします。



お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789

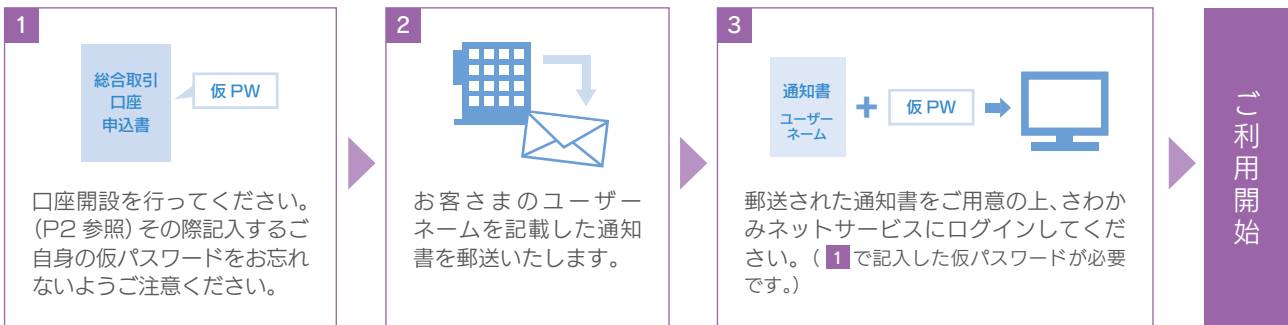
(平日 8:45 ~ 17:30)

📠 03-5226-7981

さわかみネットサービスご利用方法

ご利用手順

さわかみネットサービスのご利用には口座開設が必要です。口座開設後に郵送されるユーザーネームをご確認の上、利用登録を行ってください。



ご利用環境 さわかみネットサービスは以下のブラウザソフトでご利用いただけます。

2017年8月末時点

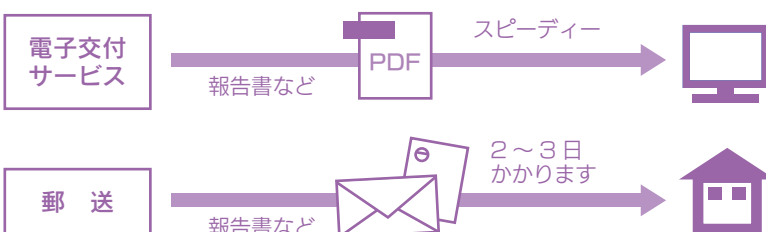
OS	ブラウザ	その他
Windows	Firefox 53.0	Adobe Acrobat Reader Cookie, JavaScript の有効設定 画面サイズ 1024 × 768 以上
	Internet Explorer 11	
	Google Chrome 58.0	
Macintosh	Safari 9.0、10.1	

※ご利用の端末のOS、ブラウザのバージョン、および通信環境の設定状況等によっては、ご利用いただけない場合がございます。また、動作環境は予告なく変更する場合がございます。

電子交付サービスのご案内

電子交付サービスとは

電子交付サービスは、当社より交付する報告書を、さわかみネットサービスの画面よりご覧いただける便利なサービスです。



※「電子交付」と「郵送」の併用はできません。
※電子交付サービスはPDFで閲覧となります。PDFファイルをご覧いただくためには「Adobe Acrobat Reader」が必要です。

■お申込方法

さわかみネットサービスの初回ログイン時に「電子交付」設定になります。交付方法の変更はさわかみネットサービスの画面より行えます。

■閲覧可能な書類

取引報告書 / 取引残高報告書 / 特定口座譲渡損益額のお知らせ / 運用報告書 等

口座開設

お取引

インターネットサービス

税制

ご案内

税 制

特定口座

ファンドの解約で差益を得た場合には、原則として確定申告が必要ですが、特定口座を利用することで手続きを簡素化することが可能です。

特定口座の主なメリット

確定申告の事務手続きを軽減

国内居住者(個人)等の方がファンドの解約で差益を得た場合は、原則、ご自身で確定申告を行う必要があります。しかし、特定口座を利用することで、確定申告にかかる事務手続き(申告・納税)を簡素化することができます。

源泉徴収ができる

特定口座では、解約による差益について「源泉徴収あり」・「源泉徴収なし」の選択が可能です。「源泉徴収あり」を選択された場合には、特定口座内で課税関係(申告・納税)が終了しますので、原則として、確定申告は不要となります。

損益通算ができる

特定口座内における譲渡所得の損益通算が可能です。また、「源泉徴収あり」を選択された場合、特定口座内の収益分配金について「受入あり」・「受入なし」の選択もできます。「受入あり」を選択された場合には、解約による差損(譲渡所得)と収益分配金(配当所得)の損益通算もできます。

年間取引報告書を交付

対象年中に解約のお取引があった場合、当社にて特定口座内における譲渡損益等の内容を記載した「年間取引報告書」を作成し、翌年1月にお客さまに交付いたします(特定口座を廃止された場合は翌月に交付)。確定申告されるお客さまは、当該書面の利用により簡易にお手続きいただけます。

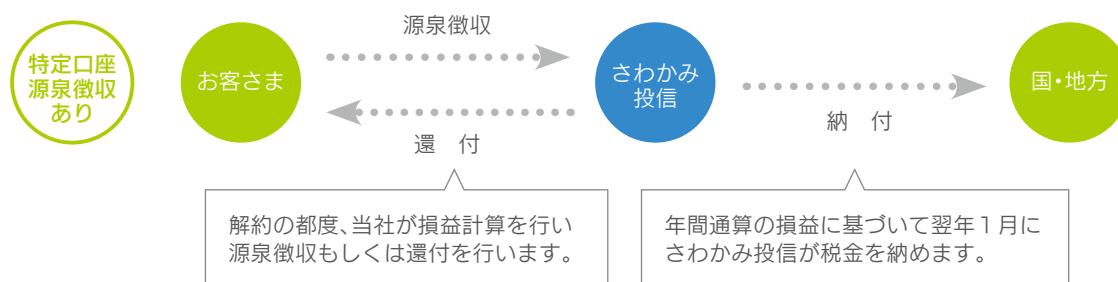
ファンド解約時の差益(譲渡所得)の納税等について

口座種別	取得日や取得価額の管理、損益計算	納 税	年間取引報告書の交付の有無	確定申告
特定口座 源泉徴収あり	当 社	当社が解約の都度損益計算を行い、源泉徴収・還付	あ り	不 要 必要に応じて確定申告することも可能
特定口座 源泉徴収なし	当 社	ご自身で確定申告して納税	あ り	必 要
一般口座	お客さま	ご自身で確定申告して納税	な し	必 要

- 「源泉徴収あり」の特定口座を開設された場合は、お客さまが確定申告をする必要がなくなります。
※原則として確定申告の必要はありませんが、お客さまが希望される場合は、年間取引報告書を利用して確定申告することも可能です。
- 「源泉徴収なし」の特定口座を開設された場合は、お客さまご自身で確定申告をする必要があります。
- 一般口座を開設された場合は、年間取引報告書の交付がありません。お客さまご自身で税計算、申告、納税をする必要があります。
- 損益通算後の譲渡損失は、確定申告により翌年以降3年間にわたり株式等の譲渡益から控除することが可能です。

源泉徴収制度のしくみ

特定口座を開設され、「源泉徴収あり」を選択された場合は、お客さまがファンドを解約される都度、当社が年初から通算した損益を計算し、源泉徴収を行います。解約の際に損失が出た場合は、超過徴収している金額をお客さまに還付します。



上場株式配当等（収益分配金）の受入れの仕組み

特定口座を選択され、「源泉徴収あり」および「上場株式配当等（収益分配金）の受入」を選択された場合は、解約による差損（譲渡所得）と収益分配金（配当所得）の損益通算が確定申告を行わなくとも特定口座内で可能です。

特定口座を利用するには

特定口座を利用するには、あらかじめ総合取引口座および特定口座の開設が必要です。

特定口座を開設されるお客さまは「口座開設ウェブフォーム」または「総合取引口座申込書」の特定口座開設欄にて、「源泉徴収あり・なし」をご選択ください。「源泉徴収あり」を選択される場合には「上場株式配当等（収益分配金）の受入あり・なし」を指定してください。

※総合取引口座と同時に特定口座の開設をお申込みされない場合でも、後日、開設をお申込みいただけます。別途所定の用紙を用意しておりますので、当社までご請求ください。

- 作成日時点の情報に基づいて作成しております。今後、法令などの改正が行われた場合、内容が変更となることがあります。
- 上記に記載している情報は、一般的な税務上の説明を目的としています。実際の税務上のご質問およびお取り扱い方法は、専門の税理士にご相談ください。

特定口座のご開設にあたってのご留意事項

- 特定口座をご利用いただく際には、必ず「特定口座約款」をご確認ください。
- 特定口座の開設は、1 金融機関 1 口座のみです。
- 特定口座の開設は、国内に居住している個人のお客さまのみです。特定口座開設後、海外赴任等で出国される場合には、所定のお手続きが必要となりますので、出国前に当社までご連絡ください。
- 特定口座を開設されたお客さまが、特定口座の廃止、源泉徴収区分の変更もしくは上場株式配当等（収益分配金）の受入区分の変更をされる場合は、所定の用紙でのお手続きが必要です。ただし、お客さまの取引の状況により変更が出来ない場合があります。

税 制

ニーサ

NISA口座 (非課税口座)

当社ではジュニアNISA / つみたてNISAのお取扱いはございません。

NISAとは、2014年1月1日に導入された、公募株式投資信託、上場株式等にかかる譲渡益や配当等が投資を始めた年から最長5年間非課税となる制度のことをいいます。

NISAの詳細

1. 20歳以上の日本国内居住者が対象

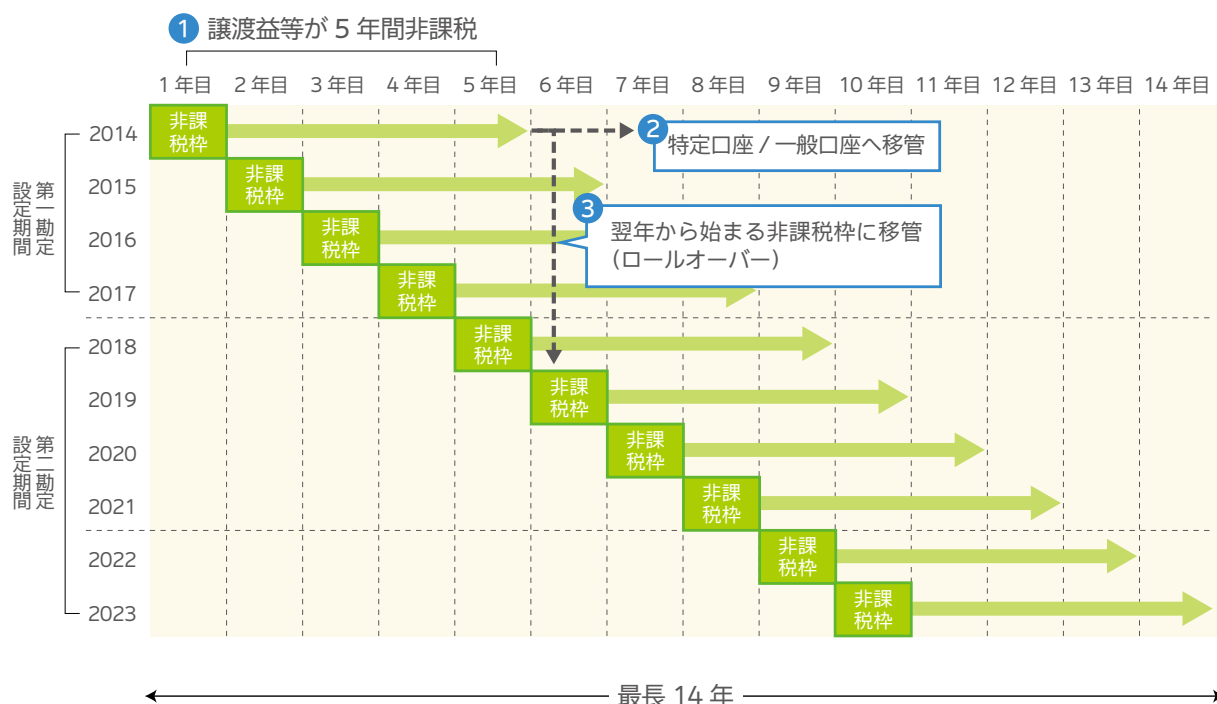
日本国内にお住まいの方で、NISA口座を開設する年の1月1日において満20歳以上の個人のお客さまが対象です。

2. 公募株式投資信託、上場株式等の譲渡益等が対象

公募株式投資信託、上場株式等の譲渡益や配当等(以下「譲渡益等」といいます。)が非課税の対象となります。さわかみ投信でNISA口座を開設された場合、『さわかみファンド』のみご購入いただけます。なお、分配金が出された場合、『さわかみファンド』は分配金再投資専用のため、非課税枠に自動的に再投資されます。(『さわかみファンド』では設定来分配金を出しておりません。)

3. 毎年120万円までNISA口座で投資でき、5年間譲渡益等が非課税

NISA口座を開設すると、毎年120万円まで投資できる非課税枠が各年分設けられ、それぞれ5年間譲渡益等が非課税となります。① 2014年から2023年までの10年間NISA制度を利用し続けた場合、10個の非課税枠ができるイメージです。



4. 非課税枠を設定する金融機関の変更が可能

所定の書類手続を行うことで、非課税枠を設定する金融機関を変更することができます。その場合、新規に投資できる非課税枠はその年分に設定した金融機関のみです。

ただし、既に投資信託等を購入されている年分の非課税枠については、金融機関を変更することができません。

第二勘定 設定期間	2018年分	A 金融機関
	2019年分	B 金融機関
	2020年分	A 金融機関
	2021年分	C 金融機関
	⋮	

5. NISA 口座の廃止後、再開設が可能

所定の書類手続を行うことで、NISA 口座の廃止後も再開設が可能です。ただし、NISA 口座を廃止した年分の非課税枠にて、既に投資信託等を購入されていた場合、当該廃止した年分については、NISA 口座を再開設できません。

6. 損益通算・損失の繰越控除(3年間)はできません

NISA 口座の非課税枠で購入したファンド等は、特定 / 一般口座(以下、「課税口座」といいます。)で購入したファンド等と損益通算することができません。また、損失の繰越控除(3年間)もできません。

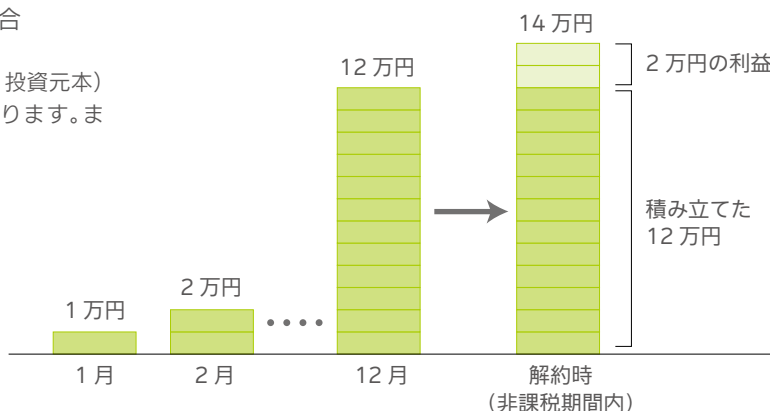
売買のイメージ

毎年の投資可能額の120万円は、一度にまとめてでも、定期定額購入サービスのように時期をずらしてでも購入することができます。

毎月1万円を1年間積み立て(1万円×12ヶ月)

解約時に14万円に値上がりした場合

解約すると、14万円-12万円(解約額-投資元本)の2万円の譲渡益について非課税となります。また、解約はいつでも可能です。

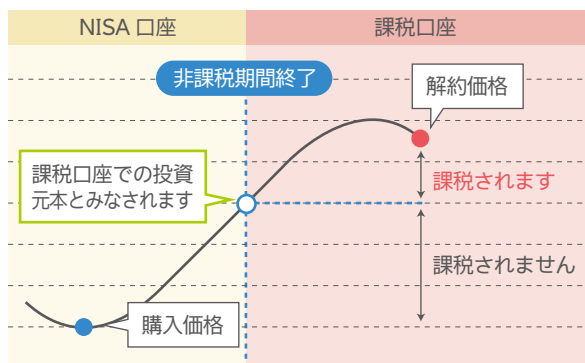


非課税期間終了後に保有を継続する場合のイメージ

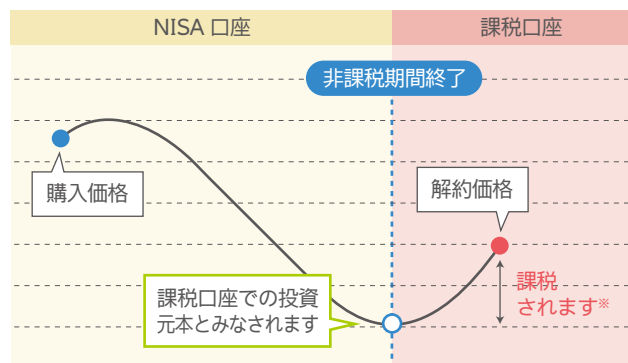
1. 課税口座へ移管

非課税期間が終了する際、5年目の年末時点の時価で、現在お持ちの課税口座へNISA口座の残高を移管することができます。②（p12）移管金額に上限はありません。その際、5年目の年末時点での時価が課税口座での投資元本とみなされますのでご注意ください。

メリットのイメージ



デメリットのイメージ



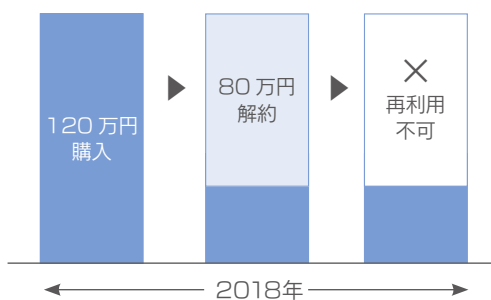
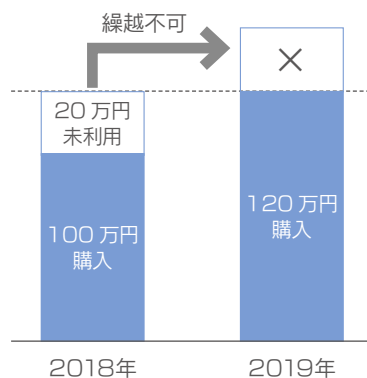
※ NISA口座から課税口座へ移管された場合、解約価格が当初の購入価格を下回っているにもかかわらず課税される場合があります。

2. 翌年の非課税枠へ移管(ロールオーバー)

5年間の非課税期間終了時点のNISA口座の残高を、翌年新たに始まる非課税枠に移管することができます。③（p12）翌年の非課税枠に移管することで、非課税期間がさらに5年延長されます。ただし、異なる金融機関の非課税枠へは移管できません。（非課税期間終了時点以外の移管は、時価120万円が上限となります。）

NISA ご利用時のご留意事項

- NISA口座をご利用いただく際は、必ず「非課税上場株式等管理に関する約款」をご確認ください。
- NISA口座を開設されたお客さまが購入・解約される際は、お取引される口座の別（NISA口座、特定口座、一般口座）を明確に指示してください。
- 日本国内居住者でなくなる場合には、所定の書類手続が必要となりますので、必ず出国前に当社までご連絡ください。
- 1年間で「NISA優先」で購入される金額が120万円を超える場合、120万円を超える金額は課税口座での購入となります。
- 1年間の非課税枠での投資額が120万円未満でも未投資分を翌年以降の非課税枠として繰り越すことはできません。
- 解約した分を改めて未投資分として再利用することはできません。



NISA口座を利用するには

NISA 口座開設までの目安は、用紙の投函後約 2～3 週間です。

1

用紙請求

NISA 口座の開設申込書をお電話にてご請求ください。ご自宅に郵送いたします。

※総合取引口座開設時に同時に NISA 口座の開設をご希望の場合は、「ウェブフォーム」または「総合取引口座申込書」であわせてお申込みできます。

2

申込書記入、投函

申込書に自筆でご記入の上、「申込書」と「本人確認書類」を返信用封筒にて当社までご郵送ください。

※本人確認書類は、別紙「本人確認書類等のご提出について」をご確認ください。
※金融機関を他社から当社へ変更される場合は、他社から受領する「非課税口座廃止通知書」、「勘定廃止通知書」、「非課税適用確認書」のいずれかの原本をあわせてご提出ください。

3

税務署申請

当社より税務署へ NISA 口座の開設申請を行います。
税務署では、他の金融機関と重複してお申込みされていないか等の確認が行われます。

※税務署の確認は通常 1～2 週間かかります。

4

申請結果到着

税務署から、NISA 口座開設または非課税管理勘定設定の可否等について通知を受けます。
他の金融機関と重複してお申込みされている場合などは、税務署での確認に大幅に時間がかかり手続きが遅れる場合や、NISA 口座の開設等ができない場合があります。

5

控え郵送

NISA 口座の開設完了後、当社より書面にてお知らせいたします。
書面がお手元に届きましたら NISA 口座でのお取引が可能です。

税 制

課税上の取扱い

ファンドの収益にかかる課税上の取扱いをご案内しております。

収益の種類

ファンドからの収益の種類は、3つに分けられます。

普通分配金(収益分配金)	支払いを受ける収益分配金のうち、課税扱いとなるのは普通分配金です。元本払戻金(特別分配金)については非課税となります。
一部解約(換金)益	一部解約(換金)時の価額から取得費を控除した差益です。
償還差益	償還時の価額から取得費を控除した差益です。 ※信託期間は無期限のため、やむを得ない事情等以外は償還は行われません。

所得区分、税率、課税方法

収益の種類とお客さまの状況により、所得区分、税率および課税方法が異なります。

【国内にお住まいの個人のお客さま】

	普通分配金	一部解約(換金)益	償還差益
所得区分	配当所得	譲渡所得	譲渡所得
税率	特定/一般口座 20.315% (所得税 15.315% ^{※1} 、住民税 5%)	20.315% (所得税 15.315% ^{※1} 、住民税 5%)	20.315% (所得税 15.315% ^{※1} 、住民税 5%)
	NISA 口座 ^{※4} 非課税	非課税	非課税
課税方法	源泉徴収 ^{※2}	申告分離課税 ^{※3}	申告分離課税 ^{※3}

※1 復興特別所得税、2.1%を付加した税率です。(2013年～2037年まで)

※2 確定申告することで申告分離課税もしくは総合課税を選択することも可能です。また、特定口座を開設され、「源泉徴収あり」を選択された場合は、お客さまがファンドを換金される都度、当社が年年初から通算した損益を計算し、源泉徴収を行います。換金の際に損失が出た場合は、超過徴収している金額をお客さまに還付します。

※3 申告分離課税とはほかの所得と合算せず税額を計算し、確定申告により税金を納める課税方法です。ただし、特定口座をご利用いただくことで、税額計算や納税手続きを当社が行うため、お客さまは納税手続きを軽減することができます。

※4 NISA(少額投資非課税制度)をご利用になるにはNISA口座の開設が必要です。

【国外にお住まいの個人のお客さま】

	普通分配金	一部解約(換金)益	償還差益
所得区分	配当所得	配当所得	配当所得
税率	15.315% (所得税 15.315% ^{※1})	15.315% (所得税 15.315% ^{※1})	15.315% (所得税 15.315% ^{※1})
課税方法	源泉徴収	源泉徴収	源泉徴収

※1 復興特別所得税、2.1%を付加した税率です。(2013年～2037年まで)

ファンドにかかる税法上の取扱いについては、作成日時点の情報に基づき作成しております。今後、法令などの改正が行われた場合、内容が変更となることがあります。この書面の税金に関する情報は、一般的な税務上の説明を目的としています。実際の税務上のご質問およびお取扱い方法などは、専門の税理士にご相談ください。

ご案内

お客さまサポート

お取引やお手続きでお困りの事がございましたら、
当社お客さまサポート「ご縁の窓口」まで、お気軽に問合せください。

お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ **03-6706-4789**

(平日 8:45 ~ 17:30)

📠 **03-5226-7981**

各種お客さまサポート



電話(ご縁の窓口) 03-6706-4789 8:45 ~ 17:30 (年末年始、土日祝日を除く)

残高や取引履歴の照会、運用方針や各種相談などにお応えいたします。



ホームページ <https://www.sawakami.co.jp/>

当社経営理念、運用状況等、最新の情報がご覧になれます。勉強会やセミナーのお申込みも受付しております。



お手紙 各種変更届やご意見、ご質問等、お手紙でも受付けております。

〒102-0082 東京都千代田区一番町 29-2 3F ご縁の窓口 宛



ご来店 03-6706-4789 お電話でご予約の上、直接当社までお越しください。

当社にてご相談も承ります。【アクセス】東京メトロ半蔵門線「半蔵門駅」4番出口徒歩3分

お客さまへの報告書

ファンドをお持ちのお客さまには、以下の報告書を交付しております。また報告書の他に、運用状況やさわかみ投信からのメッセージ等が記載されたレポートを月2回発行しております。あわせてご覧くださいませ。

報告書	内容	交付頻度
取引報告書	ファンドの購入・換金等のお取引内容の詳細を報告	お買付(スポット購入、定期定額購入)もしくは換金の都度、交付 ※約定日の2営業日以降に交付。
取引残高報告書	四半期ごとに、その期間のお取引履歴と、作成基準日時点でのお預り残高口数等を報告	各四半期の最終営業日を基準日として作成し、その翌月の中旬頃交付 ※期間中にお取引のないお客さまでも、直近の取引から1年経過する四半期末時点でお預り残高がある場合には、その翌月に、預かり残高をご報告いたします。
運用報告書	ファンドの運用状況等を報告 収益分配金、今後の運用方針、設定来の運用実績等	年1回、9月下旬頃交付
特定口座年間取引報告書	対象年中に特定口座内で換金した、ファンドの譲渡対価の額、取得費の額等を記載し、年間の譲渡損益等を集計し報告	特定口座内で換金のお取引のあったお客様へ翌年の1月に交付 ※特定口座を廃止した場合は、翌月に送付します。

【長期投資だより】 毎月15日頃発行 熱気あふれる運用現場を、ファンド仲間の皆さまにお伝えする月中報告書です。

【月次レポート】 毎月最終営業日発行 ファンドの運用状況、成長の記録等をお伝えする月次報告書です。

勉強会・セミナー

長期投資や長期の財産作りについて皆さまと一緒に考える勉強会を全国各地で開催しております。勉強会参加の申込みはお電話(ご縁の窓口)もしくは当社ホームページで受付けておりますので、お申込みください。



ご案内

こんな時どうする？

お取引の際によくあるご質問を紹介しております。
その他のご質問は、ご縁の窓口までお気軽に問合せください。

お申込み・お問合せは
「ご縁の窓口」まで

☎ 03-6706-4789

(平日 8:45 ~ 17:30)

📠 03-5226-7981

1 住所や名前に変更があった場合は、何か手続きが必要ですか？

当社ホームページより所定の用紙をダウンロードいただくか、当社お問合せ窓口「ご縁の窓口」に所定の用紙をご請求ください。

※名前に変更がある方で定期定額購入サービスをご利用の場合は、引落とし金融機関口座の変更もあわせてお手続きが必要です。

2 海外へ転居した後も取引は可能ですか？

海外転勤などで、非居住者となられる場合には、原則として全額解約および口座閉鎖となります。ただし、当社が定める条件にお客さまが該当および承諾し、所定の手続きを行っていただければ、休眠口座とすることも可能です。いずれの場合も必ず出国前に当社までご連絡ください。

3 保有しているファンドの評価額を知りたい

お客さまのファンドの評価額は、残高口数と基準価額で計算することができます。お客さまの残高口数は、取引残高報告書等に記載されております。基準価額は、当社ホームページ等でご確認いただけます。

1. 電話にて照会

当社お問合せ窓口、「ご縁の窓口」までお気軽にお電話ください。担当者が回答させていただきます。

2. さわかみネットサービスにて照会

さわかみネットサービスをご利用いただいている方は、同サービスより評価額をご確認いただけます。
(以下 2 ヶ所でご確認いただけます。)



さわかみネットサービスにログイン ▶ さわかみファンド ▶ 預り残高明細

さわかみネットサービスにログイン ▶ 損益情報 ▶ 運用損益

3. 当社ホームページの「各種シミュレーション」で計算

評価額試算ページで取得単価と残高口数を入力するだけで、すぐに評価額をご確認いただけます。

4 特定投資家制度(プロ・アマ区分)を利用したいのですが

金融商品取引法では、一定の知識・経験・資産等を有する投資家(特定投資家)について金融取引にかかる適切なリスク管理を行うことができると考えられることから、取引の円滑化や取引コスト削減のために投資家保護に係る規制を緩和することとしております。特定投資家、一般投資家の区分は下記のように定められております。

一般投資家に区分されるお客様	特定投資家以外の法人および個人
特定投資家に区分されるお客様	適格機関投資家、国、日本銀行、上場会社、資本金の額が5億円以上の株式会社等
特定投資家 ▶ 一般投資家 へ移行できるお客様	上場会社、資本金の額が5億円以上の株式会社等
一般投資家 ▶ 特定投資家 へ移行できるお客様	当社でのお取引経験が1年以上あること・金融資産に関する知識があること 移行時点で3億円以上の有価証券などへの投資資産があること

※移行手続きをご希望のお客さまは当社までご連絡ください。

5 分配金はありますか？

分配金につきましては、基準価額水準、市場動向等を勘案して分配金を決定します。(分配を行わないこともあります。)なお、当ファンドのこれまでの実績では、一度も分配しておりません。分配金は、以下のとおりファンドの資産を取り崩すことであり、長期的な資産形成等の観点から必ずしも分配することが正しいとは考えておりません。

分配金のしくみ

分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

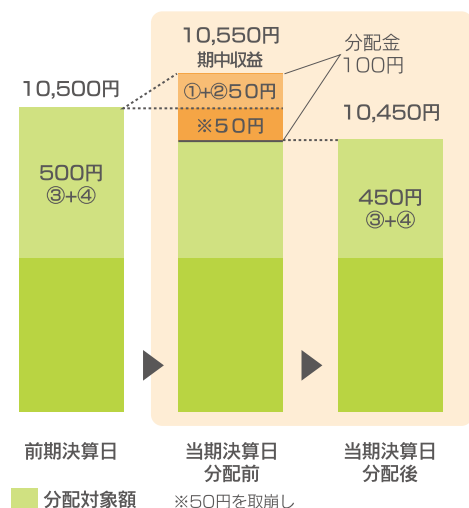
投資信託で
分配金が
支払われる
イメージ



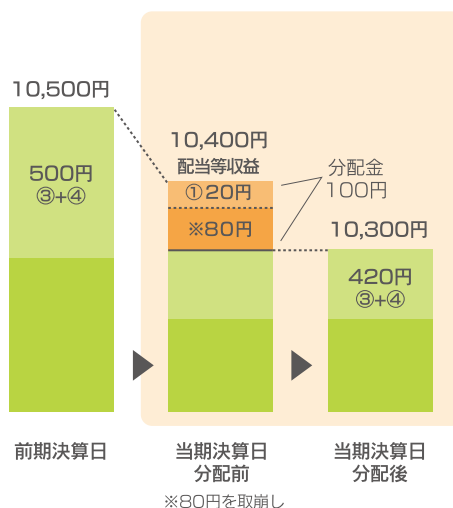
計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



分配対象額

- ① 経費控除後の配当等収益
- ② 経費控除後の評価益を含む売買益
- ③ 分配準備積立金
- ④ 収益調整金

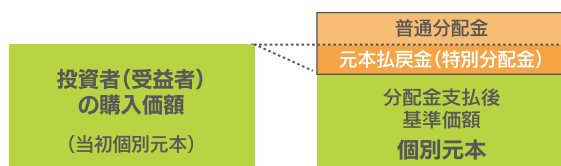
分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※左図はイメージであり、将来の分配金の支払いおよび金額ならびに基準価額について示唆、保証するものではありません。

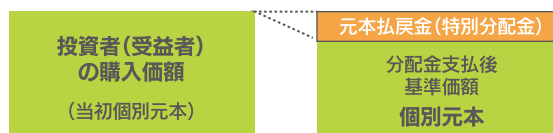
分配金の一部又は全部が元本の一部払い戻しに相当する場合

投資者(受益者)のファンドの購入価額によっては、分配金の一部またはすべてが、実質的には元本の一部払い戻しに相当する場合があります。

分配金の一部が元本の一部払い戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払い戻しに相当する場合



元本払戻金(特別分配金)は実質的には元本の一部払戻しとみなされ、その金額だけ個別元本が減少します。また、元本払戻金部分は非課税扱いとなります。

普通分配金: 個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金の額だけ減少します。※普通分配金に対する課税については、P16をご参照ください。

6 信託報酬とは何ですか？

投資信託の運用・管理にかかわる費用です。ファンド資産から委託会社、受託会社、販売会社へ支払われます。信託報酬は日割り計算で、日々の基準価額算出前に純資産額から差し引かれますので、お客さまへ直接請求するものではありません。

さわかみファンドについて

- 経済の大きなうねりをとらえて先取り投資することを運用の基本とし、その時点で最も割安と考えられる投資対象に資産を集中配分します。
- 将来価値から考えて、市場価値が割安と考えられる銘柄に選別投資し、割安が解消するまで持続保有する「バイ・アンド・ホールド型」の長期投資を基本とします。
- 「割安であること」の判断の精度を維持・向上するために、経済全般および個別銘柄について徹底したリサーチ活動を継続します。

当ファンドは、運用の成果について目標とするベンチマークは設定しません。上記のスタイルを一貫し、これを変えることは致しません。当ファンドの運用にあたっては、短期的な成績向上を狙うような無理な投資はしませんが、必要と考えるリスクは敢然と取ります。また、長期的な運用成果を向上させるため、株主総会での議決権行使なども積極的に行っています。

当ファンドの運用方針は長期運用を前提としているため、ファンド資産の激しい変動は運用効率を著しく阻害しますので、短期保有目的でのご購入はご遠慮ください。

お申込みメモ

リスク	当ファンドは、主に国内外の株式や債券など値動きのある有価証券等に投資します。そのため、組み入れた有価証券等の価格、外国為替相場等の変動により、基準価額は変動等の影響を受けます。これらにより生じた利益および損失は、全て当ファンドの受益者に帰属することとなります。また、元本および利息の保証はなく、預金保険の対象ではありません。したがって、受益者の投資された元本は、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。その損失に耐えうる以上に当ファンドに対して投資することはご遠慮ください。投資信託は預貯金とは異なります。		
購入時手数料	ありません。	信託報酬	当ファンドの純資産総額に対して、1.08%（税込み・年率）です。
信託財産留保額	ありません。		
その他費用 手数料	当ファンドに組入れる有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等に要する費用、一部解約金の支払資金の手当を目的とした借入金の利息は、信託財産中から支弁します。※これらの費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を示すことができません。		
留意事項	投資にあたっては、必ず「投資信託説明書(交付目論見書)」をよくご覧いただき、ご自身でご判断ください。「投資信託説明書(交付目論見書)」のご請求は、さわかみ投信株式会社(TEL:03-6706-4789)までお申込みください。		

【ファンドの委託会社その他の関係法人の概要】

● 委託会社: さわかみ投信株式会社 ● 受託会社: 野村信託銀行株式会社 ● 販売会社: さわかみ投信株式会社

■ この冊子は、さわかみ投信株式会社が作成した販売用資料であり、法令に基づく開示書類ではありません。

■ 当該投資信託の取得を希望される方は、必ず目論見書の内容をご確認のうえ、ご自身の判断でお申込みください。

■ 本資料に記載された内容は作成日時点のものであり、将来予告なしに変更されることがあります。



さわかみ投信株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第328号

一般社団法人 投資信託協会 会員 / 一般社団法人 日本投資顧問業協会 会員

〒102-0082 東京都千代田区一番町29-2

TEL:03-6706-4789 FAX:03-5226-7981 <http://www.sawakami.co.jp/>